

令和5年9月吉日

お客さま 各位

いちい信用金庫

## インボイス制度への当金庫の対応について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始され、お客さまが当金庫に対し各種手数料等をお支払いいただいた場合は、当金庫がお客さまに交付する適格請求書（インボイス）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫は、インボイス制度の開始に伴い、下記のとおり対応いたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 記

## 1. 当金庫登録番号（ご参考）

当金庫の適格請求書発行事業者登録番号は次のとおりです。

登録番号	T3-1800-0500-9479
名称	いちい信用金庫
本店所在地	愛知県一宮市若竹3丁目2番2号

## 2. 営業店窓口等でお支払いいただいた各種手数料等について

営業店窓口等で各種手数料等をお支払いいただいた場合、お客さまからのお申出に応じてインボイスの要件を満たした「領収書」「振込金受取書」等を発行いたします。

〈例〉

- ・ 融資関係手数料の各種手数料をお支払いいただいた場合
- ・ 振込依頼書をご利用いただいておりますお振込みをされた場合など

## 3. 自動振替でお支払いいただいた各種手数料等について

預金口座より自動振替等の方法でお支払いいただいた各種手数料等につきましては、お客さまからのお申出に応じて、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を発行いたします。

〈例〉

- ・ インターネットバンキングのご利用に関する各種手数料
- ・ 各種口座振替手数料等（後収扱い）など

(1) 手交での「インボイス管理票」の交付をご希望される場合は、その都度窓口までお申出ください。

(2) 郵送による「インボイス管理票」の交付をご希望される場合は、窓口にてお手続きが必要となりますので、お取引店にお問い合わせください。

※対象となる取引がない月については、作成、通知等を行いません。

#### 4. A T Mでのお取引について

A T Mでのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

それに伴いまして、A T Mから出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改正は行いませんのでご了承ください。

以 上

#### 【お問い合わせ先】

業務部 電話番号 0120-114-965  
受付時間 平日 9:00~17:00